

<特集論文> 広津和郎と松川裁判

寺田, 清市 / テラダ, セイイチ / TERADA, Seiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

49

(開始ページ / Start Page)

44

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

1994-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019724>

広津和郎と松川裁判

寺田清市

有の超党派・草の根の全国的規模でのいわゆる松川運動の高揚、延いては世界的な世論喚起に寄与した。しかし、同時にそれはおのずから国家権力と対峙することであり、司法中枢は反感をあらわにした。さらにマスコミもそれに追隨した。

広津の営為に対する文学者の評言としてはまず筑摩書房刊「松川裁判」（五五年六月）の帯に掲げた志賀直哉の推薦文をあげなくてはなるまい。

廣津君が多年習練を積んできた不自然な事に対し、決してそれを見逃さないと作家的敏感さと、若い頃から批評家として鍛へて来た明晰な論理とで、調書の検討をしたもので、更に抑制された熱意の伴ふ点で、私は廣津君の立派なライフワークの一つだと思つてゐる。

志賀は広津の人と仕事を信頼し、物心ともに裁判闘争に支援を惜しまなかった人だが、評言にもその思いがあらわれ、情理を尽くしていて間然するところがない。この評言がいわば書齋派の立場からの代表とするなら、行動派作家の立場から広津の営為を羨望の念を

一

家永三郎は松川裁判闘争を「日本の民主主義運動史上類例の少ない統一戦線の結成に成功した稀な実験」（「松川裁判の歴史的意義」中央公論一九六一年十月。以下西暦の「一九」を省略）と評しているが、広津は全員が無罪をかちとるまでの十余年にわたり人権と真実の尊厳、及び裁判の公正を訴え続け、うち約六年間松川事件対策協議会会長をつとめた。その営為がペンの力によつただけでなく、書齋を出て直接聴衆に訴えかけられている点にも注目しなければならぬであろう。前者が四年六カ月にわたる中央公論への第二審判決批判の連載であり、後者が十余年で「日本全国にわたつて百五十回位」（和泉あき氏宛の広津書簡に拠る）の講演であつた。その活動は、「内容の説得力においてばかりでなく、その態度の誠実さによつて、知識人ばかりでなく、労働者をはじめ広範な国民に大きな影響」（「松川運動全史」六五年一二月労働旬報社）を与え、未曾

もって眺め、賛辞を呈した人に開高健がいる。広津と松川講演旅行を共にし裁判も傍聴した彼は「中心と持続。広津さんにあるものが私には何もなかった」といい、「実証と常識」を武器に「おっとり」と、しかし徹底して執拗に持続する実践の人」と広津をみた。行動実証となると近代日本には不渡手形の思想家・知識人が多いが、その中で異例であり「広津さんの指がふれたばかりに『常識』は不穏な、油断ならない、果敢な語群の列のなかに入ったのである。『ベラリズム』も、また、脱皮した」(「行動する怠惰」文芸六七年四月)と喝破し、さらに「ほとんどの日本の作家がペシミズムから出発して、やがて『西洋から日本へ』転回して円を閉じてゆくなかで、稀有な例外を氏は示し」「老年にいたってめざましい転生を完遂された」(「広津さんの努力」毎日新聞六三年九月一二日)と指摘する。自ら行動する作家としての実感に裏打ちされた批評は、おのずから日本近代文学の弱点を鋭く衝くものになっている。かつて片岡良一は「主情性の揚棄へ」(世界四七年二月)で、「叙情と詠嘆をのみ味わい」とする心境小説から「客観主義に徹した、知的な現実観照を基本的な骨格」とした本格的な小説の出現を期待したが、それを可能にする主体的な条件が整ったことを開高は示唆していよう。それだけに「この凛々の気魄が創作に渾熟することなく、松川事件の実践にのみ見事に開化したことを、痛惜したのである」(「文芸同上」という感慨は先行作家に対して抱いた期待の強さを示したものと理解できる。広津の営為が日本近代文学と文学者について根底から問い直す実質をもつことを証すものとして留意されてよい。なお、開高が上で広津の人生のコースを「めざましい転生」として注目した点について、最もこだわった人に平野謙がいる。平野は

広津が松川裁判批判でみせた持続ぶりを「文士ふうの気質とまるで反対のところにつきぬけた」(「広津和郎の道程」中央公論五八年一月緊急増刊号)として瞠目し、その後も「転身・転向」の問題として度々言及している。平野は「苦しまぎれの仮説」の一つとして、四九年六月に広津がバスに接触して頭を打ち、意識不明で病院に運ばれた時のショックを持ち持ち出し、「あのとき広津さんの頭脳構造がちよっと変わったんじゃないか」(「損保調査時報・座談会」広津和郎と『松川裁判』(上)七七年五月)とまでいっている。座談会の気安さも手伝ったとはいえ平野のこだわりが一通りではなかったことを示すものとして興味深い。大仏次郎も広津を「生まれ変わったよう」(「真理は常に前進する」朝日新聞五九年八月一日)に見た者の一人だ。それに対して、坂本育雄は処女作以来「微動だにもしない一貫した広津の文学精神」(「広津和郎論考」八八年九月笠間書院)に注目してその生涯を跡づけている。

広津にとって根ざし深い精神を示す語に「納得」がある。後に見るようにそこに一貫性を見いだすことは可能である。転変する時代状況・精神に柔軟に向き合い、何度かの転機に直面しながらあくまで自分の眼を信じて歩み続けたのは事実だ。しかし、太平洋戦争の前と後では変化を捉える視座を握る必要がある。「再び散文精神について」(四八年十月)の「私は近頃ヒュウマニズムの最も重要な性質として挙げるべきは歴史に対する責任であると思っている」という言葉は閱歴に照らしても看過できない。戦争非協力者の戦争責任をみずからに問うことがなければ、松川裁判批判のあれほどまでの徹底した営為がありえたか疑問である。

では、裁判の当事者の見方はどういふものであったか。主任弁護

人だった大塚一男は次のような注目すべき証言をしている。

私のショック（第二審の有罪判決による。引用者）は、『中央公論』（昭二一九）年四月号からスタートした広津さんの二審判決批判の冷静にしてねばりづよい筆の力で癒されていった。あれほどマスクミの袋だたきにあったこのひとの強靱さが、私には驚異であった。私は弁護人の中では、もっとも熱心な読者であったと自負している。四年半のあいだ、毎月の発売が待ちどおしかったのである。（「私記松川事件弁護団史」八九年四月日本評論社）

素人の裁判批判として雑音呼ばわりされたその仕事は最前線に立つ弁護士をも勇気づけ、玩味されていた事情を証している。五五年九月、連載の途中であるにも関わらず広津の文章を「専門的にみても、きわめて適切な見解であることを弁護団が認証」（同上書）して上告趣意書の一つに加えたのも当然の成りゆきであった。弁護団のなかには「広津特別弁護人」という呼び名があったという。大塚はまた「法律家にとってはいつになっても役にたつ必読文献である」（広津和郎「裁判と国民」〈下〉解説廣松書店八一年一月）と評価している。同じく主任弁護人の岡林辰雄にも広津、宇野の運動への参入が「大きな力」になったとの証言がある（「われも黄金の釘一つ打つ」八〇年一月大月書店）。また青木英五郎は専門家の立場から広津の裁判を見る眼を学びとりたいたとして書名をそのものの「裁判を見る眼」（一粒社七一年八月）を公にしている。

これらは広津のペンの闘いが質的にもすぐれていることを専門家たちが証したもので、その業績の大きさを見る上で欠かすことができないものである。

二

広津の松川運動との関わりを俯瞰してみるとそこに一貫した原理を見て取ることができるようになる。納得と持続という言葉はそれをよく表している。納得に拠らない持続は単なる反復に過ぎない。また、納得に至るには持続的な精神と活動が不可欠である。しかし、この原理を維持し続けることは簡単なことではない。納得という言葉は松川裁判闘争のキーワードで、「納得の行く裁判を」というスローガンは公正裁判要求の代名詞となった。しかし、広津にとってのそれは作家・批評家として根ざし深い意味と経緯を持っている。

初期の広津の問題意識を概括すれば、個性の完成を乱す性格中の毒素―志賀のいう「不自然なこと」もこれにあたる―除去して聡明と意思の強さを求めることであった。全人格をもって実行に向かうことができない病を「性格破産」と捉え、「神経病時代」（一七年十月）は題名が示すようにそれを時代の病として追求しようとしたものである。テーマを言葉を変えて言えば納得に至らぬうちにペラペラと刺激に翻弄されてしまう青年の生き方を危機と観じたところに広津の立場とモチーフがあったといえる。範疇・思想によって物事を判断する行き方を徹底して嫌ったのも同様の理由からで、それは日本近代における西洋思想・文化の移入の皮相性に違和感を感じていたからに他ならない。それは父柳浪に対する信頼感を「是認」という言葉で呼んだのと対照的である。

しかし、もっぱら個の問題として内に掘り進んだ彼は「虚無の洞穴」に陥った自分を見いだす。それは「大正期自由主義」の行き詰まりという歴史的推移と通底したものだ、彼は個の病が時代・社

会の病と同根だと考えて外に向けて身を起こそうとして苦闘する。文学と人生の関係を散文芸術論で深めながら、時代・社会との関係さらに実行の問題にも強い関心を示していく。ファシズムの台頭に對しては強い警告、批判がなされているが、その思想・態度の最も集約的な表現が「散文精神」だった。ファシズムに抗する心構えとして認識力と忍耐力を訴えた。支配層に對する憤りは、文学者が虚偽性を見抜かなかつたら政治家は「人類の歴史を方便と欺瞞と虚偽とで、黒々と塗りこくってしまうであろう」（『弱さ』と『強さ』三七年四月）と文学者の使命を全面に押し出す形で吐き出されている。また、「現実には眼を蔽うて立て籠もる『文学』を「桶は桶屋」式の旧時代の考えとして排斥した。太平洋戦争中に抵抗の詩として書かれた「徳田秋声論」（四四年七月）は、「庶民階級の庶民的生活感情の愛撫者」としての秋声の文学的道程を納得と持続という観点から評価したものであり、戦後の中村光夫との「異邦人」論争はカミユの不条理観をめぐっての納得論争といえるほどこの話に託された意味は大きかった。

では、松川裁判批判の中ではどのような意味あいで使われたかに眼を向きたい。

極めて端的に使われたのが、吉田茂首相に對して「納得派」宣言をした文章（「政治というもの」新潮五二年一二月号）だろう。広津は特定の政治的立場に立って発言しているのではないことを「私は物を納得して行きたい『派』に属する」といったのである。それは政治が裁判を支配していかないかという戦後政治に對する不信感の表明でもあった。裁判に興味をもったいきさつについて、広津は送られてきた被告らの文集「眞実は壁を透して」を偶然読み、うそが

感じられないと思つたからだとくりかえし書いているが、その時期は五一年一月中旬から翌年の三月中旬の間と推定される。月曜書房から発行されたのが同一一月末であり、初めて広津が裁判に触れた文章が発表されたのが、朝日新聞五二年四月六日だからである。また、広津が初めに読んだ文章を吉岡達夫はくりかえし佐藤一のものだったと書いていて（中央公論五八一二月緊急増刊他）、それを鵜呑みにした研究書もあるが、「松川国賠公判証人等尋問速記録」（東京地裁民事部六六年。「裁判と国民」△下▽同上）で広津は赤間勝美の名を挙げていて。宇野浩二との会話の話題としては巻頭の佐藤の抽象的な呼びかけ文というのはそぐわない。赤間の文章は恐喝まがいの尋問によってウソの調書をとられるいきさつを書いたもので、広津が印象にとどめていて話題にしたのは極めて自然である。「眞実は訴える」（中央公論五三年十月号）によれば、すでに全部に目を通していた宇野の感想を聞き、その後で全部を通読し「慄然とし、且つ烈しい憤りを感じた」という。この点については中央公論五四年四月号から五五年四月号までの連載をまとめて出版した「松川裁判」（筑摩書房五五年六月）に書き加えられた導入部では、「偶然ページを開いて見ると、私は被告諸君の文章に急に引き込まれはじめた。そのことを宇野浩二に話すと、宇野も既にそれを読んでいて『あれはひどい事件だ』と言った。その時から私たちはこの事件に関心を持ち始めた」となっており、「松川事件と裁判」（岩波書店六四年八月）では、「私は偶然それを聞いて読み始めると異常に惹きつけられて一気に読了した。（略）私の関心はその時から始まった」となっている。記憶をたよりに書かれているためであろうが曖昧さは否めない。書かれた時期からみても「眞実は訴える」の記述

が恐らく最も事実に近いと思われる。

最初に広津が裁判について触れたのは五二年四月六日朝日新聞の「回れ右」で、「被告等が無実の罪だったとすれば（略）陰謀によって起こされたものだったら、安心して汽車にもものっていられない」と書いている。それを受け群像七月号では文集名を示して、新聞に松川事件について書いたのは、被告らの文章は「方便のためだけでは書けない文章であると私の文学者としての感覚がその真実を感じた」からだが、「行政が裁判を支配するところまで行けば、それはもう黙ってはいられない」とすでにトーンアップしていることがみとれる。上に引いた納得派宣言は三回目のコメントにあたる。五三年改造三月増刊号の「裁判長よ、勇気を」では、「何よりも被告達が無罪放免になる事を目標とし、その目的の貫徹一つに進むべきではないかと思う」として政治闘争の手段とする動きを被告のため不利となるおそれがあると戒めた。振り返ってみれば、すでにこの段階で広津は利害得失を考慮した上で自分の方法を確立していたことになる。宇野浩二との松川裁判をめぐる会話は熱を増し、裁判傍聴にまで二人を駆り立てた。五三年五月仙台に赴いた彼らは最も公平な意見が聞ける人として前仙台弁護士会会長で自民党の袴田重司弁護士に面会を求めた。広津は裁判の背後には政治力の介入はないか尋ね、「そういう事はありません」という返答を得る。被告三名とも面談して彼らから「濁りない印象」を受ける。七月に二度目の傍聴で仙台入りした際には、佐藤一のアライバイを法廷で証言した東芝松川工場の経理課長に直接自分の耳で聞いて確かめ、そのあと列車の転覆現場まで足を運んでいる。被告の無実を確信した広津は「真実は訴える」を世に問い、「私は大きな声で、今こそ、彼等が無

実だという事を、はっきり世の中に向かって云っても好いわけである」と結論したのである。その後みずから筆をとって公正判決を求める一文を草し、志賀直哉ら八名の連署（後日尾崎士郎が加わり九名となる）をもって鈴木楨次郎裁判長にあてた。この請願書は広津が直接手渡す予定であったが、病気のため十月二十六日に袴田弁護士を介して鈴木裁判長に手渡された（産経新聞五三年十月二十七日）。ところで、仙台で公正裁判の要請書が手渡された翌日の十月二十七日、広津は豊島公会堂で初めて壇上から被告の無罪と公正な裁判を求めて訴えた（この経緯については西田勝研究室「地球の一点から」第七号八九年五月以降の拙稿「松川裁判批判の第一声」他参照）。広津はすでに見てきた通りであることを全てやった上で第二審判決での全員無罪を期待して待ったのである。最初に裁判について発言してから二年近く経つ。

三

五三年一月二日仙台高裁における鈴木楨次郎裁判長の判決は三名を無罪、残り一七名を有罪とするものであった。広津は本郷の双葉館でその結果を聞いた。中央公論の笠原金次郎は慟哭する広津を目撃している。「しばらくして返ってこられて平生の顔に戻ったんですが、その瞬間が広津さんのその後を決定したように私には思われます」といい、次に会ったときには広津のほうから連載の話が出、「連載してくれるかということは何回も念を押されてね」（損保調査時報同上）と証言している。部内では議論もあったが、編集長の理解によるところが大きかったようだ。時の編集長藤田圭

雄は週刊朝日五三年一月三日号のアンケート「松川事件を、私はこう考える」に「私たちには、黒白明らかにする力はないが、ウソをなくすためには、善意と信念が必要だ。中央公論が、広津氏の文章を取り上げたのは、氏の善意と信念を感じ取ったからだ」と回答している。ここでいう文章は「真実は訴える」を指すが、翌年四月号からの連載はこのようなジャーナリストの思いにも与っていたことを証している。これも好運な出会いであった。しかし、このことなりゆきはそうでも有罪判決後マスコミ・世論の擲楡・中傷の標的とされただけに中央公論に対する気遣いは一通りではなかったように、笠原あてに「迷惑をかけていないかと配慮にあふれた手紙」（損保調査時報同上）を送っている。先走っていえば笠原は上の座談会で『「真実は訴える」』以後、連載完結までの原稿料を全部仙台の獄中に送っておられたんですよ。だれにも一言もおっしゃいませんでしたので、知っているのは社でも私だけでした」と松川に関する原稿料が被告らのカンパとして送られていたことを明らかにしている。ついでにいえば広津は筑摩書房版「松川裁判」の印税の半分を寄付する契約をし、奥付の著者印には第一と第三には「廣／松」、第二には「松・二」の朱印を押している。

さて、有罪判決のあった一月二二日の朝日新聞夕刊には広津の次のようなコメントが掲げられた。

判決は私には以外でした。裁判をあらゆる政治の圧力から守りたいというのが私の今までの主張でした。判決文全部を冷静に読んでから考えてみようと思っているが、それまでは何もいえません。赤間調書が認められたかどうかが問題だ。

笠原金次郎が回想しているように広津は間もなく中央公論に連載

を申し入れており、二ヶ月余判決理由要旨の精読に没頭し、二月半ばまでには第一回「真実を阻むもの」を書き上げており、三月半ばに発売された中央公論四月号にそれは掲げられた。

では判決批判の中で納得に至るプロセスがどのようなもので、到達点がどこにあるのかについてみたい。松本清張は、志賀直哉や武者小路実篤は「楽天的なヒューマニズムの性情派」だが、「広津さんは、気持はヒューマニズムでも、方法は科学的だ」（サンデー毎日六三年九月一五日号）と指摘している。適評である。以下に跡づけたい。

最初に被告らの文章を読んだ時、「ウソで書ける文章ではない」と広津は直観した。その印象は宇野との会話を通して吟味され客観化されていく。それが動機となって「細かく調べよう」と思いはじめ、「頭にあった予断の宣言」とは「甚だしく違った」事件であることがわかってきた。「証拠のキメ手」は全然ない。判決文と法廷記録とを「照らし合わせて見る」と、判決文は「詭弁と歪曲」によって黒を白とみせかけているにすぎないことがはっきりしてきた。「不合理な判決」を許すことはできないし、人の頭から「予断を一掃する」ために批判を書く行動を起こした（「多数意見と少数意見」世界五九年十月）。松本清張の評に対応させて言えば「主知派」の面目をはっきり示している。五五年六月には、判決文でも法廷記録でも明らかにされていない現地の道幅を実際に調べるために福島を訪れた（「福島行き」文芸五五年八月）。判決文の「可能性判定」がいかに無理かを指摘したが、「或いは成立しない事もないかも知れないという一抹の不安」が広津を実地検証にまで駆った。そこで得たものは可能性を想定することすらできないという現実であった。

実地検証をした裁判官たちが下した「可能性判定」がいかに大胆不敵で、白々しいものであるかを知ってあらたな憤りを覚えている。「私としては松川第一審、第二審の判決文と全資料とを照らし合わせて検討したつもりである」(『松川判決』を終わって)朝日新聞五年八月九日)という言葉、それに続けていう「一国民としての責任を十分覚悟して検討したつもりである」という言葉が凜とした響きをもつゆえんである。観察―仮説―実験という科学の方法を貫徹させていたことが確認できよう。冒頭に触れた開高のいう「実証と常識」は「実証と経験則」とも置き換えられるが、それを武器として行き着いたところは「松川事件と裁判」(同上)の末尾を飾る次のような認識である。要約的に示す。

裁判官は良心と智能とをつくして、証拠を調べて推認する以外にないが、問題は満足のしどころだ。何回も何回も吟味し、反省して見た結果、ぎりぎり結着の推認までもって行って、もうこれ以上推認のしようがないところに到達して、これで満足しなければならぬというならば、その裁判官の推認を尊重していいし、そういう裁判官なら尊敬に値するといえると思う。

満足のしどころは納得のしどころといっていだらう。裁判官に向けた言葉は広津が身をもって実践したもので、錬磨を経た確かさ、美しさが伝わってくる。広津にとって納得とは、このような厳しい反省と吟味を経て初めていい得るものであったわけである。ここではもはや裁判官は人間と置き換えて読まれるべきである。広津がテーマとした人間に生くべきかの回答がここに示されていると私はみたい。広津は良心と智能を尽くした徹底したリアリズムの方法こそが人生の満足、至福に至る道だと松川批判の運動を通して確信し

たといえるのではないか。

四

広津は上で触れた自分の営為を可能にしたのが作家という立場と係累の負担が少なかったことだったといい、周囲に檄を飛ばしたわけではない。広津はヒロイズムとは無縁であった。彼は大衆の中で大衆とともに闘った。その姿勢は松川運動の中で如実に示されている。彼の謙虚さ、誠実さは草の根の盛り上がり大いに寄与するもので、冒頭にも示した通り「松川運動全史」でも欠くことのできない美質として「態度の誠実さ」を讃えた。

広津の大衆観は松川運動にかかわる前にすでに確立されている。三〇年代にファシズムに抗する心構えについて発言したことは先に触れたが、当時から広津は民衆の意思は内部から現実に即して改変して行こうというものだから、それに背馳したり無縁になれば進歩性が中止されると考えていた。そういう下地なしに松川運動への参加がありえたかは疑問である。「愛情は壁を透して」(五四年三月青木書店)の序で広津は「庶民階級の健康と意気とが、これらの手紙の行間ににじみ出ている。(略)不正の根源と闘ひながら、その間に旺盛な知識慾を持ち、人間的に成長しつつある。それは与えられた不幸を逆に成長のために利用し屈服して行く勇敢な事業である。」と書いているが、第二審判決後マスコミから揶揄・中傷の的にされながら判決文批判の第一回目の原稿を書いた時期と重なっている。庶民階級のおおらかさとたくましさ深い親愛と信頼の心を示し、逆境の中で不屈に成長しようとする姿勢を讃えたこの文章には、闘

いに臨む広津の姿勢と決意を見ることもできよう。広津は講演を通して大衆の中に入って行った。冒頭で触れたとおり北海道から九州までの各地での講演回数は「百五十回位」だと広津本人が手紙に認めている。「百数十回」(「松対協会長辞任の弁」松川通信六四年二月)、「百三十回」(「松川国賠公判証人党尋問速記録」同上)という記述もあるので正確な回数を特定できないが、上の数字の差以上ではなからう。

次の文章は広津がいかに情熱をもって講演に臨んだかを示す。

十時間汽車に乗って行って、先方に着くと、十二、三分休んだだけで、すぐ演壇に立ち、二時間をしゃべり続けるようなこともしたけれども、割合平気である(「松川判決に思う」朝日新聞五年八月一四日)。

開高健は「(私は)三十分ほどのこしてきりあげた。すると広津さんがでてきて、その三十分を食べ、自分の持ち時間をくまなく食べ、さらにそれから三十分超過して食べる。」(「悔恨なき怠惰」同上)と書いている。「演壇に立てば二時間はたっぷり喋る。声が出なくなると、ひそかに菓を買って、飲んでいた」(週刊文春六一年八月二一日号)という記録もある。講演嫌いで通っていた広津が、次第に依頼があれば持病のリウマチで痛む足を引きずってでも出かけて行くようになるが、それも全国各地で受けた歓待、人々との出会い、触れ合いによる大きかったであろう。同誌は広津が謝礼や旅費を決して受取ろうとしないことをとりあげて、次のような主催者とのやりとりを紹介している。「せめて旅費だけは」と主催者が言う、はにかんだような面持ちで「種明かしをしよう。実はね、僕は全国をただで乗れるパスを持っているだよ。芸術員会

なんだからね」と苦笑したという。出迎えについても広津は固辞していたようで、例えば五八年五月国労本部教宣部宛の「御手紙拝見しました。小生の方からその時刻に会場に参りますから、どうぞお迎えなどは御心配なく。」という葉書が残されている(福島大学松川資料室蔵)が、当時講演会を主催した人から直接「どこでも広津さんはそのようにされていたのではないか」と私は聞いている。

講演日程の資料として総評と松対協連名で各単産委員長・各県松対協会長に宛てた文化人・弁護人による判決報告集会の予定表(六三年九月一四日)をみると、過密で広範囲なのに驚かされる。

九月二六日青森、二七日弘前、二八日山形、二九日横手、三〇日秋田、一〇月一日長野、二日新潟、三日富山、四日石川、五日福井、七日鳥取、八日島根、一四日盛岡、一六日奈良、一七日和歌山、一九日名古屋。

各地での具体的な内容までは不明だが、これが七一才の広津に与えられたスケジュールである。年齢に加えて足の痛みをかかえていたことを思うとまさに驚異的といわなくてはならない。現地では講演だけでなく交流の場もあったろう。倦まず、たゆまず、飄々と辻説法師のようにでかけていって説き続ける広津をみて開高が「ああ、とてもオレはダメダと思った」(「悔恨なき怠惰」)気持ち素直に理解できる。大衆とともに活動する中で資金の大事さを知って作家広津和郎の名でカンパ依頼の呼びかけも厭わずに行うようになる。文学者はペンの力で闘うべきだという狭い考えを人命と真実を守るという立場からあっさり越えてしまっている。また、デモについてももっとも手近な意思表示の手段だと考えるようになって行く。

「松対協会長辞任の弁」(松川通信同上)では講演行脚について「各

地で受けた温かい歓待は、僕の生涯の嬉しい思い出となるでしょう。僕は多くの友を得、多くの知己を得ました」とさらりと書いていますが、万感の思いがこめられていたはずである。また、事件現場近くに建つ松川祈念塔の碑文は広津の起草によるものだが、末尾には「人民が力を結集すると如何に協力になるかということの、これは人民勝利の祈念塔である」とある。人々との出会いと触れ合い、またその集積としての人民結束の力の素晴らしさを讃える広津が納得の中にいたことは確かだろう。ただ草案は一カ所の加筆と二カ所の訂正を経ている。その一つは広津が「ヒューマニズムの一点で結束し」としたところが「真実と正義のために結束し」と訂正されたという。(本田昇「二つの碑―松川事件に現場に立って」ひろばN〇一五八・九二年五月。後、民主文学九三年九月号に「松川事件と広津和郎先生のこと」と改題して転載)。本田は変更の了解を得るため使者として訪ねた時、広津は「ヒューマニズムの持つ意味は、『正義』よりも、もっと深く根源的なのだがね」という考えを述べたという。広津はかねがね正義は相対的なものだと考えてきたから当然の反応といえるが、ヒューマニズムに人間の根源的な価値を見出し、それにこだわりのつづけた文学者としての広津の面目をみることができよう。

広津の松川裁判批判の偉業は、継承し発展させるべき豊かな遺産として私たちの前に置かれている。広津の全営為の検証は私たちの大きな課題である。

(てらだ せいいち・一九七一年卒)

西田先生のご退職に寄せて

高橋 正

私が西田勝先生と初めてお会いしたのは、一九六八年一〇月だった。当時、私は高知県の高校の国語の教師で、内地留学で半年間、法政大の日文科で学ぶことになっていた。その指導教官が西田先生であった。丁度、大学紛争の最中で、殆ど休講続きだったが、その分、先生には個人的にいろいろご指導を戴いた。私が大町桂月に手を付けたのも先生のご助言による。近代文学研究のマニユアルは先生のご著作から盗み学んだ。先生のライフ・ワーク『嶺雪全集』の「解題」はその最たるものである。以後、社会文学会会員として、また私的にも随分お世話になり、親しくして戴いている。機関車のようなパワフルな企画力・行動力、怪物”のカリスマ性、豊かな人間性に私は強く引きつけられ今日に至っている。

(高地高専教授)